

保育施設等利用継続申請書(育 児 休 業)

令和 年 月 日

仙台市長 あて

保護者(申込者)

住所 〒

仙台市

氏名

次のとおり、育児休業期間における保育施設等の利用継続を申請いたします。

保育施設等 利用中の児童	氏 名	生年月日	クラス 年齢	利用保育施設等名
	フリガナ	令和 年 月 日		
	フリガナ	令和 年 月 日		

※ 兄弟姉妹で同じ区・宮城総合支所内の保育施設等を利用している場合は、1 枚の申請書でまとめて申請が可能です。
※ 兄弟姉妹で異なる区・宮城総合支所内の保育施設等を利用している場合は、児童ごとにそれぞれの利用している保育施設等が所在する区・宮城総合支所に申請が必要です。

生まれた子の氏名 (育児休業対象児童)	フリガナ	生年月日 令和 年 月 日
育児休業を取得する方の氏名	フリガナ	児童との続柄
育児休業取得期間 (就労証明書に記載の期間 ※1, 2)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
育児休業中の保育施設等 利用継続入所申請期間 (※3) 【該当するものに☑を記入してください】	☐ ①育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで 育児休業対象児童の保育所等利用申込みをした結果、利用待機となり、 育児休業期間を延長したため、以下のとおり申請します。 ☐ ②育児休業対象児童の1歳6か月の誕生日の前日が属する月の末日まで ☐ ③育児休業対象児童の2歳の誕生日の前日が属する月の末日まで	

- (※1) 保育施設等を利用中に、出生した子の産後休業期間が終了し、引き続き育児休業を取得される場合、または出生時育児休業（産後パパ育休）を取得される場合に申請可能です。
- (※2) 「就労証明書」（育児休業期間が記載されたもの）を添付してください。
- (※3) 1 回目の申請の方は、①に☑を記入してください。②または③に該当する方は下記【重要】をご確認ください。
- ◎ 父母一方の利用継続承認期間内に、新たに父母の一方が育児休業を取得される場合は、利用継続のための再申請は不要ですが、育児休業期間が記載された就労証明書の提出が必要です。

【重要】保育施設等利用継続の延長（再延長）の申請について

育児休業中の保育施設等利用継続入所期間は、原則、出生した子の1歳の誕生日の前日が属する月の末日までです。

ただし、出生した子について、仙台市へ利用調整対象保育施設等の利用申込みをした結果、「1歳の誕生日」または「1歳6か月の誕生日」の時点で利用待機となったために育児休業を継続する場合に限り、上記②のとおりに「延長」または③のとおりに「再延長」をすることができます。

なお、②延長または③再延長を希望される場合は、育児休業を継続したことが分かる就労証明書を添えて申請する必要があります。